

令和元年6月27日

発 言 者	発 言 要 旨
遠藤(和)委員	医療介護総合確保基金を活用して、介護職員の宿舎として借り上げる住宅に対する助成や夜間勤務する介護職員に対する手当の創設、介護職員の保育所優先利用を求める意見があるが、所感はどうか。
長寿社会政策課長	現場の声を聞きながら、国に対して要望する必要があるものはしっかりと要望し、国の制度を活用できるものがあれば活用しながら、実現に向けて努力したい。
遠藤(和)委員	県単独の実施も検討してほしい。消費税増税により増加した財源で実施することはできないのか。
長寿社会政策課長	令和2年度以降の予算の概要について、国からまだ示されていないため、今後の動向を注視したい。 提案のあった3点については、国の基金が活用できるのか、活用できる場合でも県で事業費の3分の1を捻出する必要があるため、他の政策との優先順位等も勘案しながら検討していきたい。介護職員の確保は喫緊の課題と認識しており、課題解決に向け努力していく。
遠藤(和)委員	今年4月、国から介護事業者の認証評価制度を積極的に実施するよう通知が出された。他県で先行して実施しているところもあるが、本県が未実施の背景と今後の対応方針はどうか。
長寿社会政策課長	現在、先行している他県の事例について情報収集している。認証基準をどうするかなどの課題はあるが、国から示された通知も参考にし、事業所と協議しながら早期事業化に向けて検討していきたい。
遠藤(和)委員	制度のメリットや課題を早急に調査し、この制度に参加する事業者の理解を得られるよう進めてほしい。また、できるだけ早く制度を導入してほしいが、見通しはどうか。
長寿社会政策課長	制度の導入には予算も伴うため、早ければ新年度から導入したい。
遠藤(和)委員	今年10月から幼児教育・保育の無償化が実施される。中には児童館や認可外保育施設などで無償化の対象にならない部分もあると聞くが、実情はどうか。
子育て支援課長	幼児教育・保育の無償化が実施されても一部無償化の対象にならない部分があることは事実である。児童館における集団保育については、無償化分が交付税措置されることを国に確認しており、市町村にもその旨伝達している。また、認可外保育施設は、保育の必要性が認められる場合に限り無償化の対象になるため、対象児が無償化の恩恵を受けられるよう、手続き漏れが生じないように周知を図りたい。
遠藤(和)委員	年度途中からの制度実施になり、無償化の恩恵を受けられる家庭とそう

発 言 者	発 言 要 旨
子育て支援課長	<p>でない家庭がはっきり分かれるため、不公平感が生じるのではないかと危惧している。無償化の対象外となる家庭への対応についてはどう考えるか。</p> <p>無償化の対象外となる子どもの実数について、市町村でも把握しきれていないのが実情である。そのため、現段階では、無償化の対象者がしっかり恩恵を受けられるように周知することが重要と考えている。制度の課題については、市町村、保護者、施設の意見を聞きながら、より良い制度になるよう努めていきたい。</p>
遠藤(和)委員	<p>二酸化炭素排出削減のため、J-クレジット制度の活用を促進していく必要があると考えるが、県の取組状況はどうか。</p>
環境企画課長	<p>国のJ-クレジット制度は平成25年度からスタートした制度で、本県では28年度から取り組んでいる。県の再エネ設備等導入補助金を受けて再エネ設備等を導入した家庭などに「やまがた太陽と森林の会」に加入してもらい、削減されたCO₂についてクレジット認証を受け、これを都市圏の企業に売却している。</p> <p>28年度には116t-CO₂、29年度には566t-CO₂、30年度には1,509t-CO₂削減し、それぞれの年度で25万円、130万円、339万円、3年間の合計495万円ほどを売却した。いずれも認証を受けた全量を売却している。売却先は、3年間で延べ10社、実数にして6社である。売却益は県内の環境保全活動支援に活用している。「地方の取組みを都市圏が支援する仕組み」であることが特徴で、29年度には全国知事会で環境分野な優秀政策に選定された。</p>
遠藤(和)委員	<p>岩手県では、J-クレジット制度の前身であるJ-VER制度時代の平成22年頃から取組みを始めており、本県よりも多くの企業に売却している。県の今後の対応についてどう考えるか。</p>
環境企画課長	<p>岩手県の状況は把握していないため、今後研究していきたい。</p> <p>クレジット認証を受けるための審査機関が減少し、審査が遅れるなどの課題があるため、県では国への施策提案を行っている。全量を高い価格で売却できるよう、個別企業への働きかけやセミナー等でのPRを行い、今後も取組みを進めていきたい。</p>
原田委員	<p>山形県は医師少数県であるのに、なぜ、山形大学医学部は、15名の臨時定員枠を削減するのか。</p>
地域医療対策課長	<p>国としても、医師確保や医師偏在の解消に向け医療法の改正を行った。これを受け、厚生労働省と文部科学省では、令和2年度以降も臨時定員を延長する場合は、大学と都道府県との間で調整するよう求めていたが、山形大学医学部から県への具体的な説明がないなか、山形大学医学部では15名の臨時定員枠の全てを削減すると公表したところである。</p>
原田委員	<p>本県にとって、医師確保は切実な課題だと考えるがどうか。</p>
地域医療対策課	<p>山形大学医学部の臨時定員を全て削減することは、本県における今後の</p>

発 言 者	発 言 要 旨
長	<p>地域医療提供体制を確保する観点から、重大かつ深刻な影響が懸念されるため、山形大学医学部に対し、現在認可されている臨時定員15名分を維持し、その全てを地域枠とするよう、その対応方法なども含め厚生労働省と文部科学省とも情報共有しながら再要請を行っている。</p> <p>来年度以降も地域枠を確保していただけるよう、今後とも、引き続き、山形大学医学部と粘り強く協議を行っていきたいと考えている。</p>
原田委員	<p>平成10年の子どもと家族の心と健康調査という全国調査において、女性の39.4%が18歳までに性的虐待を受けているというデータがあるが、本県の性的虐待の件数が30年度に6件で、全虐待中1.2%しかないことに違和感を感じるが、県の認識はどうか。</p>
子ども家庭課長	<p>ここ5年間の年度ごとの性的虐待件数は、5件前後で推移している。これは、通告や相談を受けた上で認定した数字である。県としては、早期発見に向けて、各部局と連携していきたい。</p>
原田委員	<p>全国統一ダイヤルで受け付ける子どもの電話相談「チャイルドライン」で、宮城県内から平成30年度に発信された児童虐待の相談52件のうち、性的虐待が28件で53.8%を占めているという。一般的に身体的虐待をする加害者の3分の1は性的虐待をすると言われている。本県では、身体的虐待の被害が34%ある中で、性的虐待の件数が著しく低く、統計の取り方にも問題があるように感じるが、今後、この統計を基に政策を立案していくのか、県の考えはどうか。</p>
子ども家庭課長	<p>県としては、早期発見には地域の見守りも重要であると考えている。オレンジリボンキャンペーン等の普及啓発と共に児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）の周知を図りながら、地域の見守りを強化していきたい。また、市町村や警察等の関係機関と連携し、情報を共有しながら取組みを進めていきたい。</p>
原田委員	<p>専門性がない人が面談を行っているため、子どもが信頼しておらず、性的虐待について相談しないのではないかと。先の一般質問では、65%の職員が資格を有するという回答を得たが、資格を有していれば良いという訳ではない。有資格者が継続的に研さんを積みながら、数年で人事異動をするのではなく、長く児童相談所で対応し続けることが重要と考えるがどうか。</p>
子ども家庭課長	<p>児童相談所で働く職員の専門性の確保は重要であると認識している。一般質問で回答したとおり、有資格者もおおり、採用後も専門性の向上に努めていることから、専門性は確保されていると認識している。</p>
原田委員	<p>高齢者虐待について、犯罪白書では、施設等で起きた虐待の件数は約1,700件と報告されているが、本県で報告されている件数は、平成29年度で1件である。本県は、高齢者率が高いが、1件という件数の受け止めはどうか。</p>
長寿社会政策課長	<p>高齢者虐待防止法では、市町村が対応を行うものとされており、市町村に通報されたものを県が取りまとめて数値化したものである。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
原田委員	<p>自分の仕事がなくなる恐れもあり、施設の職員が自分の施設で虐待があることを通報するのは難しい。また、家族に心理的な虐待を気づけというのは無理がある。そうした場合、行政や第三者機関が抜き打ち調査をしなければ、高齢者虐待の実情が見えてこないと考えるがどうか。</p>
長寿社会政策課長	<p>高齢者虐待の実情が潜在化してしまい、目に見えなくなってしまうことは恐ろしいことと認識しており、サービス利用者の苦情受付窓口や苦情処理機関を設置するなど、様々なルートで情報収集できるよう、関係機関と連携しながら対応している。また、事業所の実態を把握するために行う指導監査は、通常事前に通告し実施しているが、高齢者虐待に関する指導監査は抜き打ちでも実施できるよう規程を整備しており、実際に抜き打ちで行った例もある。</p>
原田委員	<p>スウェーデンには、施設職員が虐待を発見した場合、通報しなければ、通報しなかった職員が処罰される法律がある。そのような法律が我が国にあれば良いが、現状ではない。県が独自にそのような条例を策定できるのか。</p>
長寿社会政策課長	<p>法律との整合性を図る必要もあるため、現段階では答弁できない。</p>